

# 会津若松市議会政策討論会 第4分科会 最終報告書



令和元年 6 月 28 日

## 政策討論会第4分科会

委員長	佐	野	和	枝
副委員長	中	島	好	路
委員	高	梨	光	浩
委員	阿	部		正
委員	樋	川		誠
委員	渡	部		認
委員	石	田	典	男

## 【目 次】

第 1	はじめに	・ ・ 1
第 2	テーマの設定	・ ・ 1
1	前期議会からの申し送り事項	・ ・ 1
2	新たな具体的検討テーマの設定	・ ・ 1
第 3	テーマ別検討経過	・ ・ 2
1	官民連携による降雪対策のあり方について	・ ・ 2
(1)	調査研究	
(2)	審査への反映	
(3)	委員間討議による意見集約	
(4)	本テーマに係る今後の展望	
2	水道事業の健全かつ安定的な運営について	・ ・ 11
(1)	調査研究	
(2)	水道料金改定に伴う条例審査	
(3)	行政調査の実施	
(4)	本テーマに係る今後の展望	
3	市営住宅のあり方について	・ ・ 14
(1)	調査研究	
(2)	審査への反映	
(3)	委員間討議による意見集約	
(4)	本テーマに係る今後の展望	
4	その他～社会資本整備について～	・ ・ 19
第 4	次期議会への申し送り事項	・ ・ 20
1	防災などの地域の諸問題解決に向けた地域 と行政等との連携による新たな地域社会シ ステムの構築について	・ ・ 20
(1)	官民連携による降雪対策のあり方につい て	
(2)	水道事業の健全かつ安定的な運営につい て	
2	都市計画の基本的方向性について	・ ・ 22
(1)	市営住宅のあり方について	
第 5	取組経過一覧	・ ・ 23

## 第1 はじめに

政策討論会第4分科会では、平成23年12月8日の政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について」及び「都市計画の基本的方向性について」の2つについて、前期議会からの引き継ぎ事項も踏まえながら、問題分析のための具体的検討テーマを設定し、課題解決に向けた要点、具体的な方策等について理解を深めてきた。さらには、当分科会の委員で構成する建設委員会で実施する先進地調査や、予算決算委員会第4分科会の予算審査・決算審査における論点抽出の際にも、当分科会の具体的検討テーマとの関連性を持つことにより、政策課題に係る調査研究のさらなる推進と、これを踏まえた執行機関の取組への適切な監視に意を用いてきたところである。

今般の報告は、平成27年8月の当市議会の改選以降、上記テーマについて当分科会が取り組んできた調査研究の現状の到達点を示すとともに、次期議会におけるさらなる調査研究とこれを踏まえた市政への適切な反映を要請するため、第1に、当分科会における具体的検討テーマを示すとともに、第2に、テーマ別の検討経過、第3に次期議会への申し送り事項について示し、当分科会の最終報告としようとするものである。

## 第2 テーマの設定

### 1 前期議会からの申し送り事項

平成27年8月11日に開催された各派代表者会議において、前期議会からの申し送り事項について確認がなされた。

当分科会に関する申し送り事項は、第1に「雨水流出による総合的な治水対策について」、第2に「除雪に係る諸課題について」、第3に「社会資本整備による都市計画の全体最適性について」の3点であった。

### 2 新たな具体的検討テーマの設定

上記の申し送りを受け、平成27年11月14日に開催した当分科会において問題分析のための具体的検討テーマについて協議した。

この中で、市民との意見交換会等において除排雪事業に対する多数のご意見を頂戴しており、かつ、前議会からの「最終報告書」において、「より効率的・効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築」についてさらなる調査研究が必要であるとの引

き継ぎがなされたことから、降雪対策は喫緊の課題であるとの認識のもと、優先的に調査研究を進める事項として「官民連携による降雪対策のあり方について」を具体的検討テーマとして設定したところである。

また、平成28年8月に、市長の諮問を受けた会津若松市水道事業経営審議会から、水道料金を平均21.66%引き上げる答申がなされたことを受け、水道料金の引き上げが市民生活、経済活動に与える影響、水道事業会計が置かれた現状を把握し、当該引き上げの必要性について検証するとともに、今後の安定的な水道事業運営に向けた取組について調査研究するため、平成28年9月28日に開催した当分科会において、「水道事業の健全かつ安定的な運営について」を新たに具体的検討テーマとして設定したものである。

さらに、平成29年2月定例会での予算審査、同年9月定例会での決算審査において、予算決算委員会第4分科会として、公営住宅等長寿命化計画の見直しに向けた検討を促す要望的意見を取りまとめたことを踏まえ、平成29年11月29日に開催した当分科会において、新たに「市営住宅のあり方について」を具体的検討テーマとして設定し、現状分析と課題の抽出を開始したものである。

### 第3 テーマ別検討経過

#### 1 官民連携による降雪対策のあり方について

##### (1) 調査研究

##### ① 意見聴取による現状分析

本テーマの問題分析に当たっては、除排雪事業の課題を探るためには、現状分析が必要であるとの認識から、さまざまな手法を用いて意見聴取を実施したところである。

##### ア アンケート調査の実施（平成28年2月及び8月）

除排雪の実態を把握すべく、市内の全町内会及び除雪業者を対象にアンケートを実施した。町内会、事業者共通の設問として、効率的な除排雪を行うために必要な雪溜め場（除雪により寄せられた雪を一時的に置いておく場所）の有無、町内会と業者における打合わせの状況を設け、加えて業者アンケートでは、市から支払われる委託料などについて回答いただくとともに、自由意見として除排雪に関する課題等を記載していただいた。（各アンケートの全体集約は、平成29年8月9日報告の当分科会中間総括別添資料参照）

その結果から、市中心部の住宅が多い場所では雪溜め場と

なる空き地が少なく、道路脇に置かれることにより通学などに支障を及ぼす箇所があること、町内会と除雪業者間の除排雪作業に係る打合せについて認識が乖離していること、地域によって雪に関する課題が違うことなどが明らかとなった。

#### イ 分野別意見交換会の実施

(平成27年12月22日及び平成30年1月22日)

テーマ：「官民連携による降雪対策のあり方について」

相手方：会津道路メンテナンス協同組合

(旧：会津若松除雪実施協力会)

除排雪実施業者で組織された会津道路メンテナンス協同組合との分野別意見交換会を実施し、作業に当たる除雪機械のオペレーターの高齢化、なり手不足が深刻な課題であること、除排雪作業を民間に全面委託するなど官民の役割を明確化することで効率的な除排雪が可能となるといった意見、地区と除雪業者の打合せにも行政が関与すべきであるといった意見など、除排雪事業のあり方などを議題として意見交換を実施した。

#### ウ 市民との意見交換会での意見聴取（平成30年11月）

市民との意見交換会の場を活用し、小学校の通学路上の雪溜め場の状況や、各地区内道路の除排雪の課題など、地図を用いて調査したのに加え、意見交換会開催後には、数多く寄せられる除排雪の課題について、広報広聴委員会からの報告書をもとに、分科会において課題の整理を行ってきた。

### ② 行政調査の実施

当分科会委員で構成する建設委員会では、分科会での調査研究と関連性を持ちながら、行政調査を実施してきた。行政調査では、官民連携による雪対策、除排雪業務の全面民間委託など、先進地における具体的事例、取組について理解を深め、本市の雪対策に活かせる方策を検討するという視点を持って調査を行ったものである。

行政調査の概要は以下のとおりである。

#### ア 調査地：秋田県秋田市（平成27年11月17日）

テーマ：秋田市ゆき総合対策基本計画を踏まえた除排雪の取組について

平成24年度の豪雪を契機に、少子高齢化、厳しい財政状況

を踏まえた効率的・効果的な除排雪の推進など、総合的な視点から持続可能な降雪対策のあり方を検討し、平成25年10月に「秋田市ゆき総合対策基本計画」を策定した。

本計画は、5本の柱を取組の基本施策とし、行政・事業者・市民が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、市民生活の安全・安心の確保を目指すものである。

特筆すべき施策として、雪溜め場を確保するため、住宅地内の空き地を無償で借り受け、当該土地の固定資産税の一部を減免する制度を創設している。

**イ 調査地：秋田県大仙市（平成29年10月18日）**

**テーマ：大仙市における雪対策について**

秋田市と同様、「雪に負けない市民協働のまち・大仙」の理念のもと、5つの柱を基本方針とした雪対策総合計画を策定し、雪対策に取り組んでいる。

また、雪対策推進室を総務部に設置し、雪対策を全庁横断的な事業としている。雪に関する情報を集約することで、部署ごとでは対応し切れなかった課題（すき間）を顕在化させるとともに、道路管理部門と切り離すことで、専属的に雪対策を検討し、PDCAサイクルを確立させ、次の冬期間に向けた取組を強化している。

**ウ 調査地：秋田県横手市観光協会（平成29年10月19日）**

**テーマ：雪を活かしたまちおこしについて**

本市においては、雪は邪魔者のイメージが定着しているが、横手市では、雪とともに歩んできた生活様式、伝統文化を見つめ直し、ブラッシュアップしながら雪を利用したまちおこしにつなげたことが、結果として、雪に親しむ意識の醸成に繋がっている。「利雪・親雪」の視点を取り入れることで、雪を利用すること、自助・共助による除雪に対する意識醸成に繋がっている。

**エ 調査地：北海道江別市（平成30年7月18日）**

**テーマ：除排雪業務の全面民間委託について**

除排雪業務を事業者で組織する組合に全面委託している。作業の効率化に加え、事業者の経営体力の強化にも寄与している。組合間で機械、人員の配置などは工夫できるが、本市と同様、オペレーターの高齢化やなり手不足の課題がある。

また、市が排雪を実施しない路線を自治会が主体となって

排雪を実施し、市はダンプトラック及びロータリー車を貸与するなど、官民連携による取組も行われている。

オ 調査地：北海道北広島市（平成30年7月19日）

テーマ：除排雪業務及び道路維持業務の包括的委託について

冬場の除排雪業務と夏場の道路維持業務を同一の者に受注させることにより、夏場の道路パトロールで得た道路事情を冬場の除雪に活かし効率化を図り、冬場の除雪業務により判明した道路の損傷等を夏場の維持修繕に活かすなど、相乗効果が生まれている。

江別市同様、自治会が自主的に行う排雪業務に市がその費用の一部を補助する制度のほか、市民との雪対策の協働体制を確立するため、行政・市民・除雪業者が、地域の除排雪に係る現状・課題等について話し合い、「除雪マップ」を作成し、情報の共有化を図るなど、官民連携による降雪対策に力を入れている。

## (2) 審査への反映

当分科会委員で構成する予算決算委員会第4分科会では、これらの調査研究や委員間討議により深めた問題認識などを踏まえ、予算・決算審査において、常に「雪対策」を論点として抽出し、現状に対する認識や、当分科会でまとめた課題に対する対応策などについて執行機関の考えを質してきた。

平成26年度から市が実施している私道の除雪については、執行機関が定める基準の1つである「公共性のある路線」について、路線の実態調査に基づき公共性を判断するよう求めてきた。その結果、原則除雪の対象とならない袋路状の私道でも、幼稚園、地区公民館などの公共性のある施設が沿線にあり、かつ、転回広場の確保など機械除雪が可能な条件が整っている場合には、除雪を実施することとなった。

また、直営・民間問わずオペレーターの不足・高齢化が喫緊の課題であるとの認識から、今後の除排雪体制を維持するための方針について質疑し、除排雪業務の全面民間委託の検討、降雪対策に対する全庁的な組織の必要性など、今後に向けた執行機関の考えを明らかにしてきた。

さらに、アンケート結果から得られた地区と業者による除排雪業務に係る打合せの現状に関する質疑を行うことにより、打合せの結果を報告書として市に提出するよう求めるなどの対応がなさ

れることとなった。

上記の3点を含め、当分科会で整理した課題を予算審査・決算審査の質疑に連動させ、執行機関の取組状況について委員間討議を行ったうえで、予算決算委員会で要望的意見を取りまとめ、執行機関に対して取組の強化を促してきたものである。

### (3) 委員間討議による意見集約

上記のとおり当分科会では、本テーマについて、政策討論会分科会の活動に限らず、さまざまな手法を活用しながら、調査研究に取り組んできた。これらを踏まえ、委員間討議により、本市における降雪対策を進める上での要点について、次のとおりまとめたところである。

#### ① 除排雪体制の維持に向けた取組

現状の除排雪体制を維持するうえで必要不可欠な機械除雪に関わるオペレーターの高齢化・なり手不足は、市直営・民間を問わず深刻化している。

現在、除排雪作業のうち、排雪については道路メンテナンス協同組合に委託しており、組合に加盟する業者間で人員、除雪機械等を融通しあうことにより、効率的かつ迅速な排雪作業が可能となった。この手法を除雪にも取り入れ、除排雪作業を一体的に民間に全面委託することにより、除雪・排雪の効果的な連携が可能となるうえ、限りある人員、機械等を効率的に配置できるものと認識する。

この点、執行機関からも全面民間委託を検討する必要があるとの答弁があり、当分科会としても、これまでの除排雪体制を総括し、官民の役割分担やリスク管理、これまでの除排雪体制と全面民間委託との比較による費用対効果を検証するなどの視点を踏まえながら、除排雪業務の全面民間委託の検討を進める必要がある。

#### 参考：平成30年度除排雪実施体制

車道用	直営車	36台	(うち5台受託者に貸付)		
	委託車	195台		車道計	231台
歩道用	直営車	29台	(うち23台受託者に貸付)		
	委託車	3台		歩道計	36台



## ② 私道の除雪

平成26年度から実施している市による私道の除雪は、次の条件を満たす私道において実施している。

### 私道除雪の実施要件

公道から公道へ通り抜けができ、日常的に不特定多数の市民が一般通行で利用している私道で、以下の要件を全て満たすもの

- ①幅員が3 m以上であること。
- ②舗装がなされていること。
- ③土地所有者の同意があること。
- ④地区からの除雪要望があること。

実施状況は、平成26年度の33路線、実施延長 2.6 キロメートルから、平成30年度には38路線、実施延長 3.5 キロメートルと、実施路線数、距離とも増加している。また、原則実施をしないとしている袋路状の私道であっても、公共的な施設が沿道に存在する路線で不特定多数の市民が利用することが想定されるもののうち、幅員が3 m以上で舗装がなされ、かつ、転回広場や雪溜め場が確保できるなど、機械除雪が実施できる条件を満たした場合には除雪を実施するなど、実施要件を柔軟に解釈する執行機関の姿勢も見られるところである。

しかし、平成30年度に執行機関が行った私道の実態調査結果をもとに検証すると、現在除雪を実施している私道の延長は、調査対象となった私道の8パーセント程度に過ぎない。私道は私人の所有物であり、除雪等を含めた維持管理は当該所有者が実施するのが原則であるという執行機関の考えも一理あるが、緊急車両の通行など、私道であっても公共性を有する側面があることも考慮すべきである。また、少子高齢化の進行にあわせ、個人による私道の除雪も困難な状況が発生しており、市民との意見交換会においても市民要望の多い事項の一つである。

こうしたことから、私道の除雪の実施要件について、今後もさらに検討することとともに、地区などが自主的に行う私道の除雪に対する行政支援の拡充など、市民要望の解決に向けた方策を検討する必要がある。

### **※参考：私道の実態調査結果**

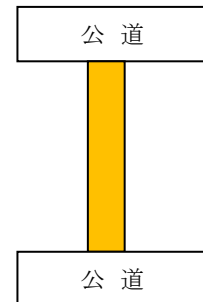
(平成31年3月31日 現在執行機関調査結果抜粋)

調査路線数： 1,032 路線                      総延長    44.4 km

## 1 道路形態による分類

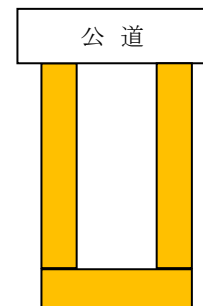
(1) 公道から公道へ通り抜けできる路線（2路線に接道する路線）

分類	路線数	延長
幅員 3.0 m 以上の舗装道路	37 路線	3.3 km
幅員 3.0 m 以上の砂利道	19 路線	1.1 km
幅員 3.0 m 未満の舗装道路	10 路線	0.6 km
幅員 3.0 m 未満の砂利道	16 路線	1.9 km
小計	82 路線	6.9 km



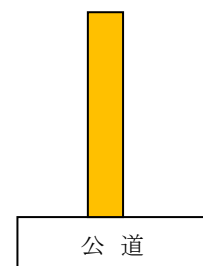
(2) 公道から公道へ通り抜けできる路線（1路線に接道する路線）

分類	路線数	延長
幅員 3.0 m 以上の舗装道路	5 路線	0.4 km
幅員 3.0 m 以上の砂利道	2 路線	0.3 km
幅員 3.0 m 未満の舗装道路	2 路線	0.3 km
幅員 3.0 m 未満の砂利道	3 路線	0.6 km
小計	12 路線	1.6 km



(3) 袋路状道路

分類	路線数	延長
幅員 3.0 m 以上の舗装道路	530 路線	19.4 km
幅員 3.0 m 以上の砂利道	322 路線	12.7 km
幅員 3.0 m 未満の舗装道路	28 路線	1.2 km
幅員 3.0 m 未満の砂利道	58 路線	2.6 km
小計	938 路線	36.0 km



## 2 道路延長による分類

(1) 公道から公道へ通り抜けできる路線

延長	～30m	～60m	～90m	～120m	～150m	～180m	～210m	210m～	計
路線数	4	35	15	16	15	5	1	3	94

## (2) 袋路状道路

延長	～30m	～60m	～90m	～120m	～150m	～180m	～210m	計
路線数	394	441	67	25	10	1	0	938

### ③ 地区・業者・行政の3者連携

本市の除雪は、道路を単位とした除雪から、複数の除雪機械を組み合わせ、地区を一つの単位として除雪を実施する面的除雪に転換を図っている。この面的除雪では、地区と業者、行政の連携が除雪の良し悪しに大きく影響する。しかし、市民との意見交換会での意見やアンケートの結果からは、事前の打合せが不十分なことが明らかとなった。また、執行機関から業者に求めている地区との打合せに係る報告書も、書面で提出されているのは4割程度の現状であり、行政も要請がない限りは打合せの場には参加しない。

人・物・予算が限られる中、行政主導による降雪対策には限界があり、地区・業者・行政が互いに役割を認識しながら、連携していく必要がある。行政調査を実施した秋田県、北海道の各自治体では、市民の除排雪に関する意識を醸成し、住民・地区が自ら実施する事業に対して行政が支援する取組を充実させている。本市においても、こうした視点を取り入れ、地区・業者・行政が連携した自助・共助・公助による降雪対策を推進する必要がある。

### ④ 専門部署の設置による通年での降雪対策

本市の降雪対策は、道路管理部署が中心となって担当しており、冬季以外では道路修繕などの道路維持業務を担うため、通年で取り組むことは困難な状況である。

秋田県大仙市では、降雪対策を全庁的な課題として捉え、専門部署である雪対策室を設置し、冬季の降雪に備えて夏場から対策を講じるとともに、降雪に関する窓口の一本化を図っている。その他の自治体においても、除排雪業務の全面民間委託を含め、実際の除排雪を実施する担当とは別に、計画の立案や他部署との調整など、コントロールタワーとしての役割を担う職員を配置する組織体制になっている。

本市では、除雪車運行管理システムを導入し、除雪車の稼働状況、苦情などの発生箇所をデータ化しており、次年度の除雪車両の配車計画に活かしている。このデータ分析をさらに詳細に行い、市民要望や危険箇所を的確に把握することが重要であ

る。通年で降雪対策に取り組む部署を設置することで、その作業に当たるとともに、他部署との連携・調整、窓口の一本化を行うことは有効な手法であると認識する。

#### ⑤ 福祉部門との連携の強化

除雪困難世帯への施策として市が実施する間口除雪業務委託と、社会福祉協議会が実施する地域ぐるみ除雪ボランティア事業の窓口を一本化するなど、福祉除雪に関してはこれまでも市と関係機関、地区が連携しながら進めてきている。執行機関からは、除雪困難世帯として把握している世帯のほぼ全てに対応が可能な体制が整ったとの説明があり、効果的な連携が図られているものと評価する。

今後、さらに連携を強化するとともに、現在は実施していない屋根の雪の対応などについて、有償ボランティアの活用の検討などについても協議・連携する必要がある。

#### ※参考：間口除雪業務委託件数の増加状況

平成25年度		⇒	平成29年度	
協力団体	7 団体		協力団体	64 団体
除雪困難世帯	80 世帯	除雪困難世帯	468 世帯	

- ・平成28年度から社会福祉協議会で実施する除雪ボランティアと窓口を一元化
- ・平成30年度の登録数は、協力団体96団体、除雪困難世帯1,057世帯（実績未確定）

#### ⑥ 各学校との連携による通学路の除雪

当分科会では、教育委員会から聴取した各小学校の通学路を記載した地図を使用し、平成30年11月に開催された第21回市民との意見交換会において、通学路における危険箇所についてのヒアリングを実施したところである。

通学路は、午前7時までに除雪を完了させる早出路線とされているが、降雪量が多いときには、道路脇に除雪された雪が寄せられ、雪山による視界不良や、通学する児童・生徒の支障となるなどの危険が生じる箇所がある。

当分科会では、除雪で寄せられ雪山となった箇所の排雪を迅速に行うよう、予算審査・決算審査の質疑を通して指摘してき

たところである。今後も、教育委員会と建設部とで協議しながら、降雪時期における通学路の実態調査を詳細に行い、危険箇所をマップ化するなど、現状分析と課題解決の手法についてさらに研究する必要がある。

#### (4) 本テーマに係る今後の展望

降雪対策のうち、除雪については前進しているものと当分科会では評価する。このことは、市民からも「よくなった」との声が聞かれることが多くなったことから伺えるものである。

その反面、除雪で道路脇などに寄せられた雪を速やかに撤去するよう求める声が多くなってきていることから、今後は除雪と排雪との連携を強化する必要がある。さらに、オペレーターの不足・高齢化の課題は、市直営・民間を問わず顕著であることから、今後の除排雪体制の維持及び作業の効率化という視点から、除排雪業務の全面民間委託について検討する必要がある。

また、私道の除雪、高齢化に伴う福祉除雪、地区ごとに異なる雪に対する課題などは、行政・地区・業者の連携が必要であり、行政内部でも、各部が連携して対応しなければならない。こうしたことから、コントロールタワーとして全庁的に取りまとめる部署の設置についても調査研究が必要である。

今後も、市民との意見交換会などで出された市民意見を基に課題を整理し、解決に向けた手法を検討するとともに、課題解決に向けた予算の確保、執行がなされているかを注視していく必要がある。

## 2 水道事業の健全かつ安定的な運営について

### (1) 調査研究

#### ① 執行機関（市水道部）との情報交換

予算審査・決算審査において、水道事業会計が危機的状況にあることが判明したことから、執行機関との情報交換を実施した。

水道事業収益は、平成19年度をピークに減少を続けている。大きな要因は、使用水量の減少であり、平成27年度には平成19年度比で32.6%減少した。これまでも、職員数の削減、第三者委託の実施、企業債の繰上償還の実施など、内部経費の削減に取り組んできたが、平成26年度、27年度と続けて実質収支は赤字となり、内部留保資金により赤字分を補填することで事業を維持してきた。

しかし、現在更新中（当時）である滝沢浄水場の減価償却を

実施すると、内部留保資金が底を付く見込みとなった。今後も人口減少に伴い使用水量が減少することが予測され、現行の水道料金では収益が見込めず、赤字経営が続くこととなり、水道事業の継続が不可能となるおそれが生じていた。こうしたことから、会津若松市水道事業経営審議会に諮問し、料金を引き上げるべきとの答申を受けたところである。

## ② 分野別意見交換会の実施（平成28年10月14日）

テーマ：「水道料金が市民生活、経済活動に与える影響について」

相手方：市民団体、水道利用団体、工場用水利用者

水道事業を取り巻く状況や経営健全化に向けた取組の調査研究の一環として、水道料金が改定された場合における市民生活に与える影響について理解を深めるため、市民団体、各種団体との分野別意見交換会を実施したところである。

意見交換では、家庭や企業においてすでに節水などの自助努力は限界まで行っている状況であり、水道料金の値上げは、市民生活や経済活動に多大な影響を与えるとの率直な意見が出された。また、20%を超える改定率となることに対し、これまでの見通しの甘さを指摘する意見や、人件費をはじめとした更なる経費削減等の努力をした上で改定すべきとの意見など、水道事業経営に対する厳しい意見も出された。水道料金の改定を行う場合には、経済的に苦しい方々への緩和措置など、一定の配慮を求める意見もあった。

他方、今後も人口減少が進むと想定される中では水道事業の規模を縮小していくべきとの意見、既存の水道施設を効率的に運用することで、更なる経費の削減、不用資産の売却などにより、今後の経営改善に繋げていけるのではないかとの意見など、今後の経営安定化に向けた提案もなされたところである。

## (2) 水道料金改定に伴う条例審査（平成28年12月9日：建設委員会）

平成28年12月定例会に水道料金改定に伴う関係条例が提出され、建設委員会に付託されたことから、当分科会で実施した調査研究を基に、論点を抽出し、審議に臨んだ。

審議では、水道事業会計の現状と今後の見通しについての認識、これまでの経営努力や適正な水道料金のあり方などについて質疑応答を交わした。また、分野別意見交換会で出された経済的に困窮している方々への緩和措置、既存給水施設の効率的な運用につ

いても執行機関の検討経過を質したところである。さらに、他地域への給水など水ビジネスへの考え方や、広域化の考え方など、今後の経営改善に向けた考えについて質疑応答を交わした。

こうした質疑を通して、水道事業会計の危機的状況を再確認するとともに、今後も安心・安全な水を市民の方々に届けるためには、安定した水道事業経営がなされる必要があり、そのためには水道料金の引き上げは必要であるとの認識から、建設委員会として条例案を可決すべきものと決したものである。

なお、条例案に対する委員間討議において、委員会の審査や当分科会での調査研究により明らかとなった事項について周知する必要があるとの共通認識に至ったことから、次のような資料をとりまとめたところである。

#### 取りまとめ資料の主な内容

(平成29年8月に公表した中間総括の中で報告)

- ・水道料金改定に係るQ & A  
(改定の必要性や今後の改定後の料金取扱いなど32項目)
- ・水道事業会計の状況、今後の見通しなど、委員会提出資料

### (3) 行政調査の実施

建設委員会では、本テーマとの関連性を持ちながら、先進地の行政調査を実施した。

調査地：群馬東部水道企業団（平成29年1月30日）

テーマ：水道事業の広域化について

群馬東部水道企業団は、平成28年4月に、群馬県の東部に位置する3市5町の水道事業を統合してできた組織である。今後の人口減少に伴う給水量の減少により給水収益が減少していくことに加え、水道施設の老朽化に伴う維持費の増加も見込まれ、各自治体における水道事業の財政状況が悪化することが想定されることから、その解決策として事業統合（広域化）に至った。

広域化の実施により、施設の統廃合による維持管理費の削減と広域的に水道施設が分散配置されるメリットを生かした有事の際の危機管理体制の構築が図られる。また、包括業務委託を導入して業務の効率化を図るとともに、老朽管や設備の更新等による工事量の増加に対してはDB方式（デザインビルド方式。設計施工一括発注方式）を採用することにより、事業の効率化と品質の向上を図る。

こうした取組により削減した経費を施設の更新費用に回すことで、サービス水準や品質を向上させ、経営を黒字化していく方針である。

#### (4) 本テーマに係る今後の展望

料金改定時に示された水道事業経営の見通しをもとに、予算審査・決算審査において毎回運営状況について確認しているが、危機的な状況から脱する見通しとなりつつある。

しかし、今後も、人口減少に伴い給水量が減少していくことが予測され、水道事業は厳しい経営を強いられるものと推察する。委員間討議においては、ピーク時から大幅に減少している工場用水の使用水量を増やす取組や、他の地域に向けた水の供給の検討など、収益増加に向け新たな施策を検討すべきといった意見や、現在実施されている水道事業の第三者委託についても効果や責任の所在などを検証すべきといった意見が出されたところである。

こうした意見も踏まえながら、水道事業の経営状況や更なる経営改善に向けた取組を注視していくとともに、水道を含めた社会資本整備のあり方について、さらに調査研究を進める必要があると認識する。

### 3 市営住宅のあり方について

#### (1) 調査研究

##### ① 課題認識の整理と現地調査

本テーマの調査を開始するに当たり、委員間討議により重点的に調査すべき具体的事項について整理した。その中で、現状把握を行いながら市営住宅に関する課題を明らかにすべきとの意見があったことから、現在建て替えが進められている城前団地の視察を行った。実際に居住されている住民の方に協力いただき部屋を視察し、移転後の感想などのご意見を伺ったところである。また、周辺道路や駐車場、共用スペースなども視察し、執行機関から今後の建替計画について現地で説明を受けることにより、当該団地の建替計画に関する理解を深めたところである。

そのうえで、再度、委員間討議を実施し、公営住宅等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）の見直しに向けては、現在建て替え中の城前団地と老朽化が著しい材木町団地の入居者の動態を見定めることで、今後の管理戸数の把握が可能となるのではないかとの意見、また、城前団地建替計画についても住み替えなどの工夫などを再検討することで、早期に完了させ

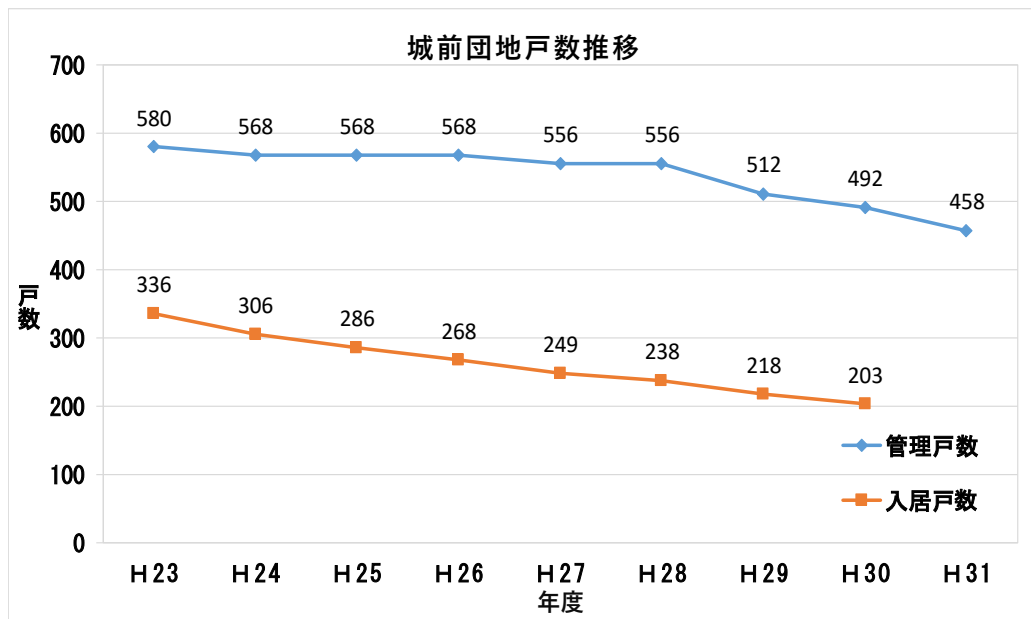


ることが可能ではないかとの意見が出されたところである。

## (2) 審査への反映

上記のような現状分析を基に整理した課題、問題認識に基づき論点を抽出し、予算審査・決算審査において、執行機関と今後の市営住宅のあり方について質疑応答を行った。特に、長寿命化計画の見直しに向けた管理戸数のあり方や、城前団地建替計画の進捗状況と今後の見込みについて重層的に質疑をしたところである。

この質疑の中で、城前団地については、建て替え前の団地から住み替えを行う世帯数は、整備予定戸数の300戸に満たない現状にあることが明らかとなった。質疑後の委員間討議においては、人口減少といった社会情勢の変化など、現行の長寿命化計画の策定時の想定とは異なる部分があることを踏まえたうえで、人口減少の推移や入居者の動向などを的確にとらえたうえで、早期に見直しに着手するよう要望的意見を取りまとめたところである。



## (3) 委員間討議による意見集約

本テーマについては、現状把握による課題の抽出を主眼においた調査研究を行ってきた。当分科会では、委員間討議により課題を次のように整理したところである。

### ① 長寿命化計画の改訂に向けた市営住宅の管理戸数の検討

平成31年1月現在における市営住宅の管理戸数は2,523戸であるが、そのうち376戸は政策空き家（公募をしない空き家）、公募可能空き家が204戸であることから、入居戸数は1,943戸となっている。

他方、平成23年度に策定した長寿命化計画では、県の公営住宅ストック活用マニュアルに基づき市営住宅の需要量を推計しており、その結果、令和2年度（計画では平成32年度と記載）の需要推計戸数は2,254戸と推計している。また、この推計に基づく同年度における供給計画戸数は2,320戸としているところである。

現状の入居戸数との比較だけで、単純に供給計画戸数が多いと判断することはできないが、現状及び人口減少が進むと予測されることを踏まえ、次期長寿命化計画において再度適正な供給戸数を検討することは、市営住宅の配置、建替え、補修手法など、今後の市営住宅のあり方全般を考えるうえで非常に重要な視点となる。

※参考：市営住宅管理戸数

団地名	構造	戸数	建設年度
徒之町団地	特別耐火二階建	16	S 27
本町団地	簡易耐火平家建	59	S 39・40
	簡易耐火平家建	8	S 47
黒川団地	簡易耐火平家建	46	S 40・41
緑町団地	簡易耐火平家建	55	S 43
	耐火構造三階建	24	S 56
新横町団地	木造平家建	4	S 38
	簡易耐火平家建	35	S 38
片柳町団地	耐火構造四～五階建	72	H7～9
柳原団地	簡易耐火平家建	50	S 41・42
	簡易耐火二階建	12	S 45
材木町団地	簡易耐火平家建	25	S 42
城前団地	特別耐火二階建	24	S 29
	簡易耐火二階建	12	S 56
	簡易耐火平家建	6	S 31
	耐火構造二階建	28	H 27
米代団地	耐火構造四階建	128	S 62～H 3

南花畑団地	耐火構造二～六階建	120	H10～16
厩町団地	耐火構造七階建	135	H4～6
住吉向団地	木造平家建	31	S35～37
	簡易耐火平家建	49	S35・36
年貢町団地	簡易耐火平家建	65	S44・47
	耐火構造四～五階建	170	S45～47
居合団地	耐火構造四～五階建	180	S48～50
城西団地	簡易耐火二階建	4	S53
	耐火構造四～五階建	108	S51・52
錦町団地	耐火構造四階建	123	S53～55
藤室団地	耐火構造四階建	32	S58・59
小田垣団地	耐火構造四階建	64	S57～61
北川原丁団地	耐火構造四階建	96	S57～H3
松長団地	耐火構造四階建	32	S62・H2
高塚団地	簡易耐火平家建	30	S41・42
	耐火構造三階建	12	H11
一揆塚団地	木造平家建	10	S43
葉山団地	耐火構造四階建	48	S56・H3
トドメキ団地	木造二階建	12	H5～10
<b>市営住宅計</b>		1,933	
城前団地	耐火構造二階建	10	H29
	耐火構造四階建	20	H29
<b>更新住宅計</b>		30	
城前団地	簡易耐火二階建	36	S35
	耐火構造三～四階建	376	S36～42
材木町団地	耐火構造四～五階建	144	S43～46
<b>改良住宅計</b>		556	
片柳町団地	耐火構造四階建	8	H7
トドメキ団地	木造二階建	4	H8
<b>特別市営住宅計</b>		12	
<b>管理戸数合計</b>		2,523	

・網掛け部分は長寿命化計画において用途廃止予定  
（材木町団地（改良住宅）は144戸中24戸廃止予定）

## ② コミュニティ維持の役割を持った市営住宅

当分科会では、建替計画により建て替え中の城前団地と老朽

化が進む材木町団地における入居者の年齢層について調査したところである。

長寿命化計画では、平成23年4月1日現在の全市営住宅における入居者の年齢構成が示されており、60歳以上が42.5%、20歳代以下が25.9%となっている。これに対し、今般当分科会で調査した城前、材木町両団地の入居者の年齢層は、平成31年4月1日現在、60歳以上の入居者が全体の70%以上を占めているのに対し、20歳代以下の入居者は10%に満たない現状であった。

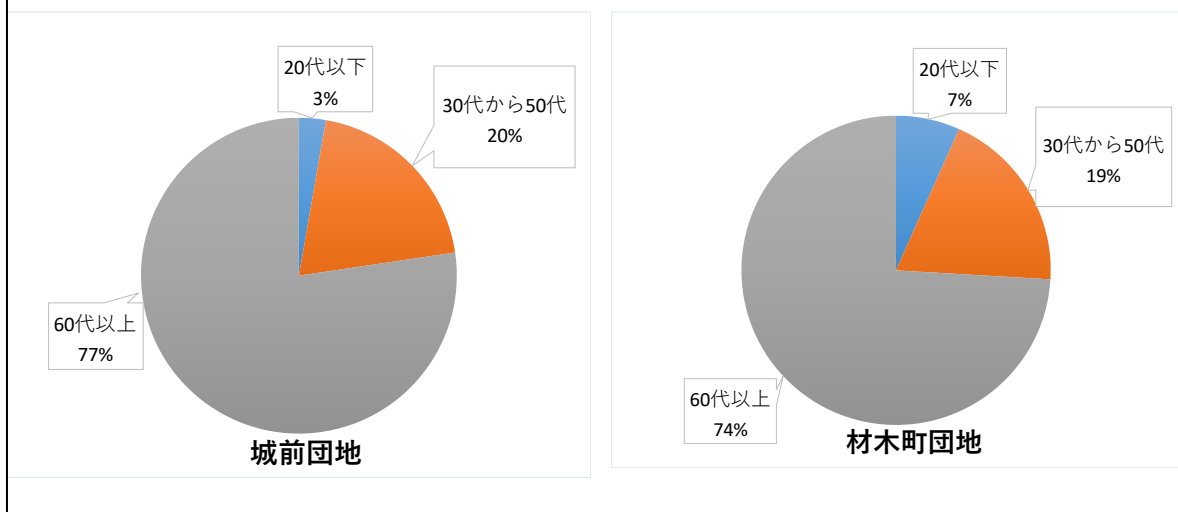
入居者の高齢化が進めば、地域コミュニティーが薄れていくことに繋がり、若年層の入居を促すことにより、それを防止していく必要がある。

現在建て替え中の城前団地では、入居世帯層の均衡を図るため、子育て世帯等の入居を促進し、世代間の交流により、住民同士のふれあいを創出する方針で、こうした世帯に対応した間取りの住居を設ける工夫がみられるところである。

こうした取組を他の市営住宅にも広げ、コミュニティーを維持する役割の一端を市営住宅が担うといった方針のもと、今後の市営住宅施策を検討する必要があると認識する。

#### ※参考：城前団地及び材木町団地の年齢構成比

(平成31年4月1日現在)



### ③ 市営住宅の管理手法の検討

市営住宅の管理手法については、定例会の一般質問、委員会での審査において、指定管理者制度の活用や、民間住宅の利用など、民間の活用の可能性について質疑が交わされてきた。

特に指定管理者制度の活用については、平成30年12月定例会の一般質問に対する答弁で、「公営住宅法などにより委託でき

ない業務が定められており、民間業者の業務が限定され、市民サービスの低下に繋がる懸念もあることから、現時点では市の直営による管理が望ましい」との考えが示されたところである。

この点、県においては、県営住宅の管理手法として指定管理者制度を導入し、入居募集や家賃管理、入居者との調整など多岐にわたって民間業者が担っている。

こうした他の自治体における公営住宅の管理手法について研究を行い、さらなる入居者サービスの向上と、入居者促進による空き戸数の減少に繋げていく必要がある。

### (3) 本テーマに係る今後の展望

市営住宅施策の基本方針である長寿命化計画は、令和2年度で現行の計画期間が終了する。建設委員会、予算決算委員会第4分科会の審査において、執行機関からは、社会情勢等の変化を踏まえたいうえで長寿命化計画の改訂に向けた準備を進めるとの考えが示されたところである。今後の市営住宅施策の根幹に関わる計画であることから、計画の内容については注視していかなければならない。

今後については、今期の当分科会で行った現状調査をもとにさらに調査研究を進め、課題の抽出と市営住宅施策の方向性を議会として明らかにしたうえで、委員会、予算決算委員会第4分科会の審査に臨む必要があるものと認識するところである。

## 4 その他～社会資本整備について～

本テーマは、前期議会からの引き継ぎ事項として申し送りされた事項であり、行政調査により先進的な取組を視察したものである。

### ア 調査地：宮城県仙台市（平成27年11月18日）

#### テーマ：下水道事業におけるアセットマネジメントの取組について

仙台市では、下水道が正常に機能しなかった場合の市民への影響の大きさとその発生確率（影響の大きさ×発生確率）からリスクの大きさを評価し、一目でその状態がわかるように、地理情報システムを活用し、可視化を図っている。これにより、中長期的な視点からリスクとコストを可視化することが可能となったことから、下水道施設の維持管理・更新に係る費用を再検討した結果、年間で約100億円削減できる見通しとなった。

これら下水道事業におけるアセットマネジメントの効果として、苦情等のデータの収集・蓄積、GISへの落とし込み、リ

スク評価の整備によるリスクの見える化、これらに基づく投資判断の実施、さらには今後の見通しを踏まえた対策の立案等を組織内部において行うことが可能となった。

#### イ 調査地：群馬県富岡市（平成29年1月31日）

##### テーマ：景観条例を生かした景観・まちづくりについて

富岡市では、富岡製糸場周辺地区を保存活用する一方、上州富岡駅周辺及び富岡市役所庁舎周辺の整備を進め、絹産業遺産群の紹介スペースやポケットパークの整備を行うなど、歩行者動線の多様化を図り、市内の回遊性を向上させるとともに、観光客の増加に対応するため、駐車場の整備や、情報発信と休憩施設を兼ねたまちなか交流館の整備を行うなど、富岡製糸場の世界遺産登録を契機に、魅力あるまちづくりに着手しているところである。また、景観条例の制定、景観計画に即した屋外広告物条例の制定など、景観計画を法的に担保する環境を整えている。

住民との協働の観点では、ワークショップで出された意見を取り入れた富岡市景観形成ガイドライン「富岡風景づくりガイド」の作成、各種講習会の実施などを通して、市民の景観に対する意識醸成を行っていた。

## 第4 次期議会への申し送り事項

### 1 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について

本テーマについては、具体的検討テーマを「官民連携による降雪対策のあり方について」及び「水道事業の健全かつ安定的な運営について」と設定し、調査研究を行ってきた。

まず、降雪対策については、行政のみによる対策では十分とは言えず、改めて地域と行政等との連携の必要性を確認したところである。その一方で、少子高齢化や人口減少の影響により、地域もさまざまな問題を抱えている現状にある。このような中で、地域の諸問題を解決していくためには、行政と地域、除排雪業務に当たる業者などが話し合い、地域の実情を踏まえながら、それぞれが担う役割について共通認識に立ち、それぞれが主体的に活動していく必要がある。さらに、市直営・民間問わず、オペレーターの高齢化となり手不足が深刻化する中、市民の冬期間の安全を担保するため、現在の除排雪を維持していく体制についての検討も進める必要があると認識する。

水道事業については、水道料金の引き上げを実施したことにより、改善の方向に向かいつつある。しかし、人口減少をはじめとした社会情勢の変化により水道使用量が今後も減っていくことが予想され、また、市民に安全・安心な水を提供するためには、老朽管、浄水施設などの改修費用も必要となってくるなど、今後も厳しい経営を強いられるものと認識する。予算審査・決算審査を通して、随時経営状況をチェックするとともに、広域化など新たな事業形態についても必要に応じて調査研究する必要がある。

本テーマの検討に当たっては、上記のことを念頭に置きながら、引き続き具体的検討テーマを設定し、検討していく必要がある。なお、今期議会において設定した具体的検討テーマの今後の方向性については、以下のとおり整理したものである。（一部再掲あり）

#### (1) 官民連携による降雪対策のあり方について

降雪対策は、市民との意見交換会において、依然として多くの意見が寄せられる課題である。こうした意見をつぶさに分析し、どのような課題が潜在しているかを十分に把握したうえで、課題解決に向けた検討を行うことが必須である。

降雪対策のうち、除雪については市民から評価する声が聞かれるようになった一方、早期の排雪を要望する声が多くなってきていることから、今後は除雪と排雪との連携を強化する必要がある。オペレーターの不足・高齢化の課題は、市直営・民間問わず顕著であることから、今後の除排雪体制の維持、作業の効率化という視点から、除排雪業務の全面民間委託について検討する必要がある。

また、私道の除雪、高齢化に伴う福祉除雪、地区ごとに異なる雪に対する課題などは、行政・地区・業者の連携が必要であり、行政内部でも、各部が連携して対応しなければならない。こうしたことから、コントロールタワーとして全庁的に取りまとめる部署の設置についても調査研究が必要である。

今後は、こうした課題をさらに精査し、解決に向けた手法を検討するとともに、課題解決に向けた予算の確保、執行がなされているかを注視していく必要がある。

#### (2) 水道事業の健全かつ安定的な運営について

水道は、市民生活・経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインである。人口減少が進むと予測されるなか、安心安全な水を供給するためには、浄水設備や給・配水管といった給水施設の維持管理は不可欠であり、水道事業の健全かつ安定的な運営

はその絶対条件となる。

今般の水道料金の改定により、水道事業経営は、危機的な状況から脱する見通しとなった。今般の改定の大きな要因は、大規模工場の撤退やリーマンショック、東日本大震災の発生など社会経済情勢の変化により、給水量が大幅に低下したことであるが、今後も、人口減少に伴い給水量が減少していくことが予測され、水道事業は厳しい経営を強いられるものと推察される。

委員間討議において、ピーク時から大幅に減少している工場用水の使用水量を増やす取組や、他の地域に向けた水の供給の検討など、収益増加に向けて新たな施策を検討すべきといった意見や、現在実施されている水道事業の第三者委託についても効果や責任の所在などを検証すべきといった意見が出されたところである。

今後は、予算審査・決算審査を通して、こうした点を踏まえながら水道事業の経営状況やさらなる経営改善に向けた取組を注視していく必要がある。

## 2 都市計画の基本的方向性について

本テーマについては、具体的検討テーマを「市営住宅のあり方」と設定し、調査研究を進めてきた。

今期の調査研究は、現状把握をもとにした課題の抽出に力を入れてきたところであり、次期議会では課題の解決に向けた検討を進めていく必要がある。

今後は、これまでの住宅困窮者のための市営住宅としての側面だけにとらわれず、厳しい地方財政の中で、都市縮減社会に対応した社会資本整備を図っていくためには、既存ストックの有効活用を図るとともに、社会資本の効果的・効率的な維持・更新を図ることが重要になるものと考えられる。

本テーマの検討に当たっては、上記のことを念頭に置きながら、引き続き具体的テーマを設定し、検討していく必要がある。なお、今期議会において設定した具体的テーマの今後の方向性については、以下のとおり整理したものである。（一部再掲あり）

### (1) 市営住宅のあり方について

市営住宅は、これまで同様、住宅困窮者のためのセーフティネットとしての役割を有することは当然であるが、少子高齢化が進み、地域コミュニティーの希薄化が課題となっている現状においては、コミュニティーの維持と他世代間の交流の促進など、まちづくりの手法の一つとしても活用できる公的資産としての側面を有するものと認識するところである。



市営住宅施策の基本方針である長寿命化計画は、令和２年度で現行の計画期間が終了することから、改訂作業が進められている。

今後は、地域コミュニティの維持、少子高齢化対策の視点からも、市営住宅のあり方をさらに検討する必要がある。また、限られた予算の中にあっては、既存ストックを有効に活用することが求められることから、次期長寿命化計画の内容について、十分に検証していく必要があるものと認識するところである。

## 第5 取組経過一覧

年	月 日	内 容
平成 27 年	11月4日	□自主研究（問題分析のテーマ設定、行政調査について）
	11月17日 ～18日	□行政調査（秋田県秋田市＝秋田市ゆき総合対策基本計画を踏まえた除排雪の取組、宮城県仙台市＝下水道事業におけるアセットマネジメントの取組）
	11月20日	□自主研究（行政調査の総括）
	12月11日	□自主研究（排雪対策のあり方、分野別意見交換会の開催について）
	12月22日	□分野別意見交換会（会津若松除雪実施協力会）
平成 28 年	1月14日	□自主研究（排雪対策のあり方、地区別意見交換会及び分野別意見交換会の総括）
	1月29日	□自主研究（町内会へのアンケート依頼、今後の調査研究、分野別意見交換会の報告内容）
	2月10日	□自主研究（町内会へのアンケート、降雪対策に係る費用の実態把握）
	2月25日	□自主研究（町内会へのアンケート、除雪業者へのアンケート）
	4月7日	□自主研究（町内会へのアンケート、除雪業者へのアンケート）
	4月12日	□自主研究（町内会へのアンケートの集計・分析）
	4月25日	□自主研究（町内会へのアンケートの中間報告）
	5月30日	□自主研究（町内会へのアンケートの集計・分析）
	6月17日	□自主研究（町内会へのアンケートの分析、除雪業者からの意見聴取方法の検討）
	7月20日	□自主研究（町内会へのアンケートの分析、除雪業者へのアンケート）
	8月4日	□自主研究（除雪業者へのアンケート依頼、水道事業会計に係る情報交換）
	9月28日	□自主研究（新たな検討テーマについて、分野別意見交換会の開催について）

	10月14日	<input type="checkbox"/> 自主研究（水道事業会計に係る情報交換）
	10月19日	<input type="checkbox"/> 分野別意見交換会（水道利用者）
	10月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（分野別意見交換会の総括、政策研究に係る中間報告）
	11月2日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告
	11月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（除雪業者アンケートの集計、水道事業の調査研究）
	11月30日	<input type="checkbox"/> 自主研究（除雪業者アンケートの集計・分析、水道事業の調査研究）
	12月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（水道事業の調査研究）
平成 29 年	1月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究（除雪業者アンケートの分析、行政調査について）
	1月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（除雪アンケートの分析、行政調査について）
	1月30日 ～31日	<input type="checkbox"/> 行政調査（群馬東部水道企業団＝水道事業の広域化について、群馬県富岡市＝景観条例を生かした景観・まちづくりについて）
	2月9日	<input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査の総括、除雪アンケートの分析）
	4月10日	<input type="checkbox"/> 自主研究（除雪アンケートの分析、除排雪事業の課題抽出、政策研究に係る中間報告）
	4月19日	<input type="checkbox"/> 自主研究（除排雪事業のあり方、政策研究に係る中間報告）
	4月26日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告
	8月9日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間総括
	8月25日	<input type="checkbox"/> 自主研究（調査研究のテーマ設定、行政調査について）
	10月5日	<input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査について）
	10月18日 ～19日	<input type="checkbox"/> 行政調査（秋田県大仙市＝大仙市における雪対策について、秋田県横手市＝雪を活かしたまちおこしについて）
	11月8日	<input type="checkbox"/> 自主研究（建設委員会行政調査の総括、調査研究の進め方について）

	11月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（分野別意見交換会の実施について）
	12月20日	<input type="checkbox"/> 自主研究（分野別意見交換会の実施について）
平成30年	1月22日	<input type="checkbox"/> 分野別意見交換会（会津道路メンテナンス協同組合）
	1月31日	<input type="checkbox"/> 自主研究（分野別意見交換会の総括について）
	2月7日	<input type="checkbox"/> 自主研究（降雪対策について、市営住宅のあり方について）
	4月18日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究に係る中間報告について）
	4月26日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告
	5月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究の進め方について、行政調査について）
	6月22日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究の進め方について、行政調査について）
	7月18日 ～19日	<input type="checkbox"/> 行政調査（北海道江別市＝除排雪業務の全面民間委託について、北海道北広島市＝除排雪業務及び道路維持業務の包括的委託について）
	7月30日	<input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査の総括について、降雪対策について）
	8月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（降雪対策について）
	10月30日	<input type="checkbox"/> 自主研究（降雪対策について）
	11月5日	<input type="checkbox"/> 自主研究（降雪対策について）
	11月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（降雪対策について）
平成31年 ・令和元年	1月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（降雪対策について、市営住宅のあり方について）
	2月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（降雪対策について、市営住宅のあり方について）
	4月11日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会最終報告に向けてのまとめ）
	4月25日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会
	5月24日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会最終報告に向けてのまとめ）
	6月5日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会最終報告に向けてのまとめ）
	6月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会最終報告に向けてのまとめ）
	6月28日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・最終報告